

日本酒蔵ツーリズム支援事業

(観光庁受託事業)

モデル地域募集要項

平成 30 年 6 月

(公社) 日本観光振興協会

1. 事業の目的と方針

(1) 事業の目的

政府が訪日外国人観光客 4000 万人を目指す中、各地域にある酒蔵を有効な観光資源として活用するために、地域協議会の組成、観光客受け入れ環境の整備などを進め、地域の観光振興に資すること

(2) 事業方針

継続的に事業を行って行くために、地域協議会を組成し、事業計画を策定し、酒蔵が観光客を受け入れるための整備事業を行っていく

2. 事業の概要

(1) 地域協議会の組成

地方自治体、地域観光協会、地域物産協会、DMO、酒蔵など、酒蔵を活用したツーリズムに関係する団体により構成されるものとする

(2) 訪日客受け入れ態勢の整備

(1) の地域協議会により、事業計画を策定し、受け入れ環境の整備（酒蔵説明案内ツールの整備、通訳案内士の研修、モニターツアーの実施等）などを進めていく

3. 事業のスケジュール

時期	内容
平成 30 年 6 月上旬	公募開始
6 月 28 日	公募締切（17:00 まで メールにて）
7 月上旬	選考
7 月上旬頃	選考結果通知
7 月下旬	協議会組成打合せ
8 月上旬	事業計画提出
9 月上旬	受け入れ環境整備事業開始
下半期	受け入れツール研修等実施 通訳案内士研修実施 モニターツアー実施
平成 31 年	事業実施報告書提出

1月下旬	
------	--

4. 対象組織・地域の条件・採択地域数について

(1) 必須条件

以下の条件 A・条件 B・条件 C の条件を必ず満たすことが必要。

<条件 A>

- ・ 縣市町村またはその観光協会・DMO・酒造組合等の組織
- ・ 複数の縣市町村から成り立つ観光協会・DMO・酒造組合等の組織

<条件 B>

- ・ 地域として酒蔵を複数有している地域であること

<条件 C>

- ・ 次年度以降も、事業が継続されること

(2) そのほかの条件

以下条件は、必須条件ではないが、各地域において満たしていることが望まれる

- ・ 日本人の観光客のみならず訪日外国人旅行者の受け入れを推進する地域であること
- ・ 酒蔵のみではなく、他の観光資源を有すること（自然、伝統文化等）
- ・ 地域酒蔵の協力を得られること

(3) 採択予定地域数

1～2 地域を予定。

5. 費用の負担

(1) 実施経費について

事業費全体の5割(50%)を観光庁補助金を充当することとする
残り5割(50%)を申請者負担とする

(2) 対象事業

当該地域推進組織の組成
受け入れ環境の整備
通訳案内士の研修
着地型商品化に向けた取り組み

(3) 補助対象経費

研修実施会場費、研修実施会議費用(備品、資料代等)、研修用ツール(酒蔵案内板、酒の製造過程説明資料)、研修講師費用、モニターツアー貸し切りバス代、モニターツアー参加者宿泊代、その他事業に必要な経費

(4) 補助金の対象外

会議、研修参加者の旅費、宿泊代
交流会費、参加者飲食代等

その他、経費についての不明点は、下記のメール、又は電話にて問い合わせ可能

6. 申請内容

様式1に組織概要、様式2に提案内容を記載

補足資料提出可能(A4サイズ10ページまで、データ様式は自由)

7. 申請期限・申請先 平成30年6月28日(木) 17:00 下記宛メール添付にて

sakagura@nihon-kankou.or.jp

8. 選定ポイント

(1) 事業の継続性

- ・協議会の体制が、酒蔵関係者、観光関係者などの関係者で構成されており
ツーリズムの推進母体として機能すること
- ・協議会が、持続的に次年度以降も事業が行える体制であること

(2) 酒蔵が地域にとっての重要な観光資源であること

- ・酒蔵が観光スポットとして機能していること
- ・酒蔵と他の観光資源の組み合わせが、観光振興に資すること

(3) 今後のインバウンドの促進

- ・地域として、インバウンド観光客の誘客を目指していること

9. 選考と選考結果の通知

(1) 選考方法

提出された様式により日本酒蔵ツーリズム推進協議会内の審査委員会で、審議したうえで採択地域を決定

(2) 選考結果

選考結果は、7月上旬に各応募団体に通知予定

10. お問い合わせ先 (公社)日本観光振興協会「日本酒蔵ツーリズム推進協議会事務局」

担当 森崎、杉野

TEL:03-6435-8335 FAX:03-6435-6921

Mail:sakagura@nihon-kankou.or.jp